

徳島子どもと教育

徳島県教職員の会

2020年
1月27日
No. 243

詳しくは
Webへ



教職員の会30年を迎えて

～粘り強く続けてきた活動が情勢を動かしてきた～

代表世話人 平岡保人

教職員の会が結成30周年を迎えました。振り返ってみれば、「あつと言う間」という思いがしますが、粘り強く続けてきた活動は、仲間の協力で支えられたもので、確実に徳島県の教育、とくに教職員を取り巻く情勢をよりよくしてきたと実感しています。

先輩たちの活動を引き継いで

この機会に振り返ってみても、私などは教師になってから、いやその前の学生時代からずっと同じことをやってきたなあと思います。「同じこと」というのは、仲間と集まって定期的に会議や学習会を開いたり、機関紙を発行したりすることです。署名を集めることや、採用審査会場でのピラマキも続けてきました。こうした活動は、かつての「臨時教員組合」や「教育をよくする会」など、教育現場に生きる仲間たちが力を合わせて続けてきた経験や活動を引き継いだものだったと思います。「仲間がいたからやって来られた」、本当にそう思います。

情勢を動かした実感

ここ数年でも、粘り強く続けてきた活動を通じて県内の状況を変えた実感することがありました。エアコン設備のある学校が採用審査会場になったことや採用審査を職専免で受けられるようになったことなどです。こうした成果も、長年続けてきた県教委への陳情や採用審査会場でのピラマキに代表される「建設的な緊張感」の積み重ねの成果と考えています。会の名前にもあるように、子どもと教育・暮らしを守ろうと思えば、現場の声をあげ続けていかなければなりません。それが子どもたちはもとより、臨時教員も含めた現場の教員や保護者の立場に立ったものであれば、県教委なども無視できなくなります。結果的には、行政も巻き込んでみんなの力で実現した成果となります。教育条件を改善していく実践（教育改善スパイラル）の糸口のようなものが、長年の活動を通じて感じられるようになってきました。

粘り強く続けてきたことをこれからもより豊かに

今や名実ともに「教員の仕事はブラック」になっています。それに拍車をかけるような「変形労働時間制」の導入が狙われています。状況は厳しいものがありますが、教職員の会結成30年の歩みを振り返れば、仲間の協力と粘り強い活動に「変えていく力」があることが実感できます。苦しいときだからそこ仲間とともに、教職員の会とともに進んでいきましょう。

全国教職員学習交流集会 ～ 中野晃一氏講演 ～

第30回全国教職員学習交流集会が、昨年11月23・24日、東京で開催されました。「今こそつくりだそう 民主主義の発展と憲法が生きる社会」と題する中野晃一氏（上智大学教授）の記念講演が、諸資料を使って行われました。その講演の一部を紹介します。

世界最長寿の日本国憲法 長寿を支える「権利」の多さ

インドでは憲法改正の回数が多い（100回余）のですが、日本国憲法は改正されていません。各憲法を英語に翻訳すると、**インドの単語数は、14万6385語**。法律のように細部まで記述しているため回数が多くなっています。これに対して**日本国憲法は、4998語（インドの約1/30）**。世界のなかでも極めて短い憲法です。

日本国憲法は、政治制度について骨格を示しているだけで、詳細は法律で定めることになっています。そのため、憲法を改正しなくても、法律改正で対応できています。

日本国憲法は、先進的で、権利についての規定が多く盛り込まれています。これが、国民に支持され、世界一の長寿になっている大きな理由の一つだといえます。【()内と文責は著者】

退職後も 教職員の会を 支えてください！

重要さ増す 教職員の会の役割

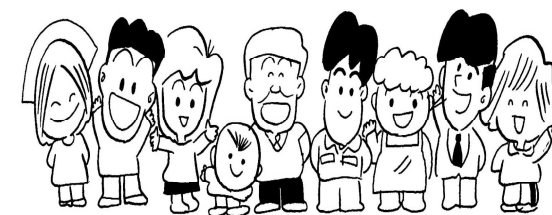
学力テスト・免許更新制など、教職員や子どもたちに対する画一化・管理統制が強められ、多忙化が深刻さを増しています。今年は、過労死労働を今以上に強いる「1年単位の変形労働時間制」を導入する県条例の制定が危惧されています。また、安倍政権発足後、道徳教育・教科書検定の強化などで、戦前・戦中の教育内容に近づきつつあります。

こうしたなか教職員の会は、教職員の増員や少人数学級の実現、「教え子を戦場に送らない」との立場で声をあげてきました。また、教職員の要求実現を、文科省・県教委などに求めてきました。今後、子どもを中心にすえた生き生きとした教育活動を進め、子どもと教育・暮らしを守るうえで、教職員の会の役割がますます重要になってきています。

退職後も会員として 会を支えてください

教職員の会の会則には、「徳島県内の教職員・教職員退職者で構成する」とあります。そのため、退職後も教職員の会にとどまり、教職員の会に積極的に参加している方や、「活動にはあまり参加できないけど、財政面で支えるために会に残ります」という方がいます。

近く退職を予定されているみなさん。ぜひ、今後も教職員の会を支え、大きく成長させるために会にとどまり、ご協力くださいますようお願いいたします。



大義なき「自衛官募集啓発ポスターコンクール」は中止を！

徳島県は、2017年度より、中学・高校・大学・専門学校の学生を対象にした「徳島県自衛官募集啓発ポスターコンクール」を実施しています。これに対して、徳島県教職員の会や徳島県退職教職員連絡協議会、新日本婦人の会徳島県本部、徳島県母親連絡会などから、「子どもを使っての自衛官募集は中止すべき」などの批判の声があがっています。

こうしたなか、昨年10月、県母親連絡会の要望に対して、徳島県市町村課の回答がありました（「回答」と「募集要領」抜粋は、別紙参照）。この回答等に重大な問題点がありましたので、それを指摘しておきます。なお、教職員の会は、今後もポスターコンクールの中止を求めています。

大義なき「自衛官募集啓発ポスターコンクール」

県は、回答の冒頭で、「将来の職業を考える若い世代の方に、自衛官の業務や役割について、理解を深めてもらう」（回答①）と記し、これをポスターコンクール実施の大義としています。

しかし、これが事実無根のまやかしであることは、下記のことから明白です。

① 「大義」は、どこにも記されていない

「募集要領」には、「自衛官募集事業」として「ポスター」を「募集」と明示されています。ところが、県が大義としている「将来の職業を考える」「自衛官の業務やその役割について、理解を深めてもらう」等の文言は、どこを探しても記されていません。

② 「大義」は、まやかし、法的根拠と無関係

県は、自衛官募集は「地方自治法に基づく法定委託事務」だとしています（回答②）。そして、法令の「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」（回答③・自衛隊法 第97条）、「募集に関する広報宣伝」（回答④・自衛隊法施行令第119条）を示し、「『自衛官募集啓発ポスターコンクール』については、自衛官募集広報の一環として行っているもので、法的根拠がある」（回答⑤）と主張しています。

つまり、「ポスターコンクール」の法的根拠とその実態は、「自衛官の募集に関する広報宣伝」だということです。県が「大義」としている「将来の職業について考える」等は、何ら法的根拠に基くものではなく、県民からの批判をかわすまやかしの論に過ぎないのです。

③ 「大義」は表向き、目的は「募集」「広報宣伝」

仮に「将来の職業を考える」等が目的ならば、考えたり調べたりするポスター作成過程が大切です。作品完成後に、「デザインや色合い等」の修正をする必要はありません。「修正をお願いする」（「募集要領」）というのは、「募集」と「広報宣伝」に使うためであることは明白です。



子どもを使った違憲・違法の自衛官募集活動

① 自衛官募集ポスターの異質性

県が「錦の御旗」としている関連法令は、県や市町村が「自衛官募集に関する広報宣伝」をする根拠でしかありません。子どもに「広報宣伝」をさせる根拠は、全くありません。

「ポスターコンクール」の最大の問題は、中学生や高校生などが、自分の名前で、自分が描いたポスターを使って自衛官の職場を「PR」し、「自衛官募集を呼びかける」（「募集要領」）ことになっていることです。つまり、県が広報等を直接するのではなく、県が、子どもを利用し、子どもに自衛隊の「広報」や「自衛官募集」をさせていることです。これは、子どもたち自身が将来の職業について考えたり、調べたりするのは全く異質のものです。

自分がどの職業につくかさえも決まっていない中学生や高校生が、他人を特定の仕事に勧誘をするなどということは、あり得ないことです。

県議会（文教厚生委員会2019.2.27）でも県教委に対し、「教育上も問題がある取組はやめるように知事に言うべきではないか」との意見が出されました。しかし、県教委は、「夏休み中」「数多くのポスターコンクールの一つ」「任意」でやっているので「問題がない」との認識を示したのです。今回のポスターは、「虫歯予防」「交通安全」ポスター等とは異質のものです。県民からは、「県教委は、子どもを守る立場に立っているのか」との声があがっています。

② 子どもたちに責任・負担を負わせる徳島県の責任

ポスターを使って自衛隊入隊を呼びかける子どもたちは、自衛隊についてのいかにどの情報を得ているのでしょうか。「ポスター制作のための基地見学」（「募集要領」）が可能なので、自衛隊広報からの情報を得ることは可能だといえます。他方、自衛隊内部でパワハラ・いじめが頻発し、自殺者を出していることを承知しているのでしょうか。また、9条改憲が実現した場合、全面的な集団的自衛権の行使が可能になり、地球の裏側の戦場にまで自衛隊員が派遣されて死傷することがあり得ることを承知しているのでしょうか。

子どもが作成したポスターの呼びかけに影響されての入隊者もあり得ることで、事実、コンクールを主催した県のねらいもそこにあるのです。その場合、入隊者の身に生ずる未来のことで、子どもたちが精神的負担を強いられる可能性があります。子どもたちにこのような負担を負わせることがあり得ることを、徳島県知事や関係の職員はどのように自覚し、その責任をどのようにとるつもりなのでしょうか。問われているのは、「ポスターコンクール」を実施している徳島県と、これに協力している教育委員会等の責任です。

自衛官を募集するのなら、子どもを利用するのではなく、大人の責任ですべきです。

③ 教育の場を利用した違憲・違法な「ポスター募集」は直ちに中止を！

徳島県は、前年度に応募があった中学・高校などには県職員が出向いて応募の依頼をしています。また、各学校に、ポスターを学校単位で取りまとめたいうでの提出を求めています。教育の場を利用した子どもを使った違憲・違法な自衛官募集活動が進められていることとなります。このような「ポスターコンクール」は、直ちに中止すべきです。